

石川県公報

平成 29 年 3 月 30 日 (木曜日)

号 外

(第 22 号)

目 次

規 則	
○石川県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則 (水産課) 1	○石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (競馬業務課) 2

規 則

石川県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十五号

石川県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

石川県漁港管理条例施行規則(昭和二十二年石川県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とする。

第十二条中「別記第七号様式」を「別記第八号様式」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(使用料等の減免又は分納)

第十一条 条例第十三条第二項(条例第十三条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する特別の理由は、次に掲げる理由とする。

- 公用若しくは公共用に供するため又は公益の増進に資するため利用し、又は占用するものであること。
- 利用又は占用に係る甲種漁港施設が災害によりその目的を達することができなくなったと認められること。
- 前二号に掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認める事情があること。

2 条例第十三条第二項の規定により使用料等の減免又は分納を受けようとする者は、条例第十一条第一項の規定による届出又は条例第十二条第一項の規定による許可の申請の際に、別記第七号様式による使用料等減免(分納)申請書を知事に提出しなければならない。

別記第二号様式中「敷」を「棧」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考1 「行為の内容」欄には、工作物の新築若しくは改築、土砂の採取又は土地の掘削の別を記載すること。

- 工作物の新築又は改築の場合にあつてはその平面図、実測求積図、縦断面図、横断面図及び構造図を、土砂の採取又は土地の掘削の場合にあつては行為の場所を明らかにした平面図及び行為の区域の実測求積図を添付すること。

別記第四号様式中「敷」を「棧」に、「年 月 日から 年 月 日 時から 年 月 日まで」を「年 月 日 時から 年 月 日 時まで」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考を次のように改める。

備考1 ※印は、係船岸を使用する場合等船舶に係る場合に記入すること。

- 利用の場所を明らかにした平面図及び利用の区域の実測求積図(係船岸を使用する場合については実測求積図を除く。)を添付すること。

- 漁船以外の船舶については、事前に利害関係者の了解を得ること。

別記第五号様式中「敷」を「棧」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考1 占用の場合にあつては占用の場所を明らかにした平面図及び占用の区域の実測求積図を、工作物の新築、

改築、増築又は除去の場合にあつてはその平面図、実測求積図、縦断面図、横断面図及び構造図を添付すること。

2 事前に利害関係者の了解を得ること。

別記第七号様式を別記第八号様式とし、別記第六号様式の次に次の一様式を加える。

別記第 7 号様式 (第 11 条関係)

使用料等減免 (分納) 申請書

年 月 日

石川県知事 様

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤

使用料等の減免 (分納) を受けたいので、石川県漁港管理条例第 13 条第 2 項の規定により申請します。

漁 港 名	
施 設 名	
場 所	
目 的	
面 積	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
減免 (分納) の理由	

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石 川 県 規 則 第 十 六 号

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

石川県地方競馬実施条例施行規則 (昭和五十二年石川県規則第十八号) の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「三十分」を「五十分」に改める。

第五十二条中「長さ七十七センチメートル以上」を「知事が別に定めるむち以外」に改める。

第五十六条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二 裁決委員は、第六十二条の三第三項の規定による着順確定前に、出走した馬につき次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該馬の騎手は落馬したものとす。

- 一 競走中、当該馬が転倒し、又は当該馬に騎乗する騎手の身体の一部が地面に触れたとき。
- 二 当該馬の鼻端が決勝線に到達した時に、当該馬に騎乗する騎手の身体が当該馬及び当該馬の装具のいずれからも離れていたとき。

2 騎手は、落馬した場合は、競走を継続してはならない。

第五十八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(到達順位)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(決勝線に到達したとみなさない場合)

第五十八条の二 裁決委員は、第六十二条の三第三項の規定による着順確定前に、出走した馬につき、騎手が落馬した場合又は裁決委員が当該馬について競走の継続が困難であると認めた場合は、当該馬は決勝線に到達した馬とみなさないものとする。

2 裁決委員は、騎手が落馬し、又は裁決委員が当該馬について競走の継続が困難であると認めた馬があつた場合には、直ちにその旨を発表しなければならない。

第五十九条に見出しとして「(到達順位の発表)」を付する。

第七十二条第一項第二号中「から第五十七条まで」を、「第五十六条、第五十六条の二第二項、第五十七条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

